

○第9期介護保険料の算定について

3年ごとに見直しを行う介護保険料について、第9期介護保険料(令和6年度～令和8年度)を下記のとおり試算しました。

1. 介護保険サービスの財源構成について

利用者負担分1割～3割を除く部分の財源構成です。市では第1号保険料を算定しません。

保険料 (約50%)	第1号保険料 (65歳以上)	23.78%	→標準の割合23%、調整交付金が5%に満たない部分0.78%(=5%－4.22%)
	第2号保険料 (40～64歳)	27%	※1 調整交付金とは、「後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」により、自治体ごとに調整される交付金です。
公費 (約50%)	国	24.22%	→調整交付金を4.22%と見込みます。
	県	12.50%	
	市(一般会計)	12.50%	※2 施設給付は負担割合が異なります(国19.22%、県17.50%)。

2. 算定方法

厚生労働省から提供された「地域包括ケア『見える化』システム」における推計ツールを活用し算定します。

- ①高齢者人口の推計 → 要支援・要介護認定者数の推計
- ②介護サービスの利用者数・利用量の推計 → 介護給付費の推計(介護報酬改定を反映)
- ③第1号保険料負担分の推計
- ④介護保険財政調整基金の取り崩しの設定
- ⑤所得段階数や段階ごとの負担割合の設定
- ⑥介護保険料の基準額の決定

3. 試算結果

所得段階数や負担割合を現行のまま維持した場合、9期の基準額は「6,700円」となります。

計画期間	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
基準額	2,850円	3,000円	3,700円	3,840円	4,190円	4,960円	5,300円	5,400円	6,700円

4. 保険料が大きく上昇する要因

①介護給付費の増大

年度	30	元	2	3	4	5 (見込み)	6	7	8	9期計
総給付費 (千円)	36,482,447	38,618,160	40,325,111	42,043,733	43,180,965	46,282,100	48,372,079	50,773,897	53,692,583	152,838,559
対前年度比	-	105.56%	104.42%	104.26%	102.70%	106.89%	104.80%	104.97%	105.75%	平均105.17%

②低所得者(世帯全員が非課税者)への公費による軽減負担金の削減

【第8期】

	第1段階	第2段階	第3段階
標準乗率 (軽減前)	0.50	0.75	0.75
公費 軽減割合	0.20	0.25	0.050
最終乗率 (軽減後)	0.30	0.50	0.700



【第9期】

	第1段階	第2段階	第3段階
標準乗率 (軽減前)	0.455	0.685	0.69
公費 軽減割合	0.17	0.20	0.005
公費 削減分	0.03	0.05	0.045
最終乗率 (軽減後)	0.285	0.485	0.685

※低所得者軽減を維持するには、削減分を保険料で補う必要があります。

○介護保険料の所得段階表について

※現行の段階、負担割合にて試算

【第8期(令和3年度から5年度まで)】



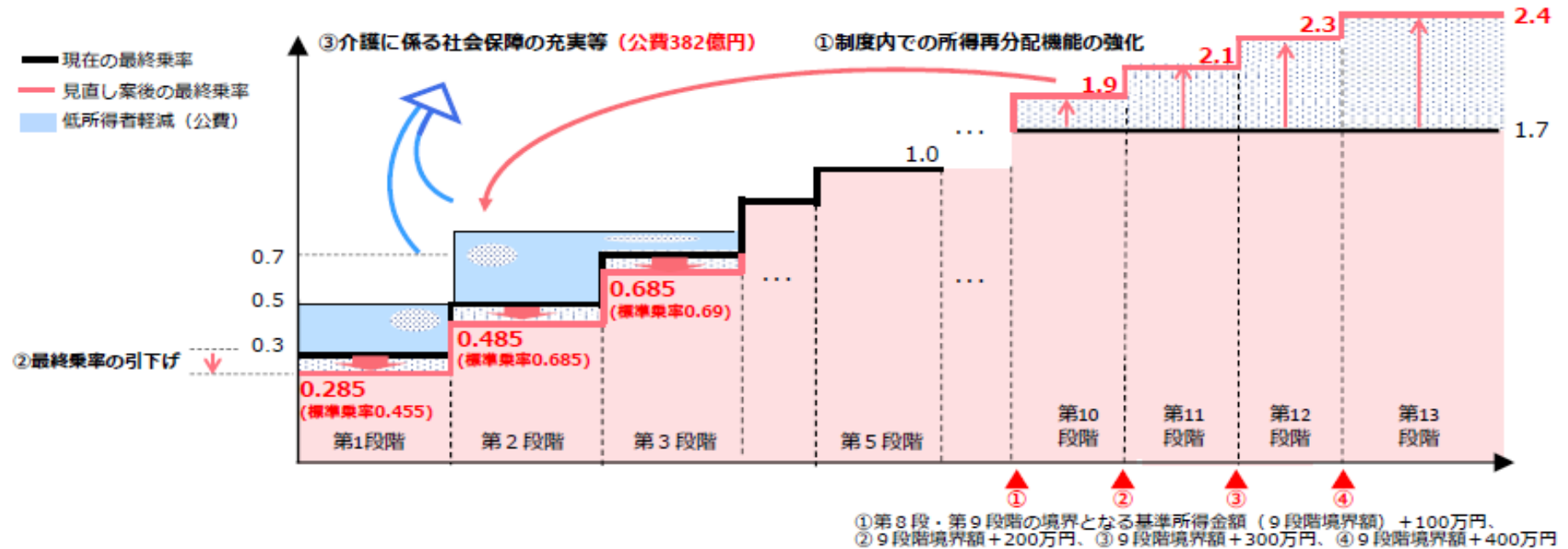
【第9期(令和6年度から8年度まで)】

段階	市民税課税状況		年間合計所得 (万円)	負担割合	月額 保険料	年額 保険料
1	本人が非課税	世帯が非課税	~80	0.25	1,350	16,200
2			80~120	0.35	1,890	22,680
3			120~	0.65	3,510	42,120
4	本人が非課税	世帯が課税	~80	0.85	4,590	55,080
5			80~	1.0	5,400	64,800
6	本人が課税		~91	1.1	5,940	71,280
7			91~125	1.15	6,210	74,520
8			125~200	1.3	7,020	84,240
9			200~300	1.5	8,100	97,200
10			300~400	1.7	9,180	110,160
11			400~500	1.8	9,720	116,640
12			500~600	1.9	10,260	123,120
13			600~700	2.0	10,800	129,600
14			700~1,000	2.1	11,340	136,080
15			1,000~1,500	2.3	12,420	149,040
16	1,500~	2.5	13,500	162,000		

段階	市民税課税状況		年間合計所得 (万円)	負担割合	月額		年額	
					保険料	上昇額	保険料	上昇額
1	本人が非課税	世帯が非課税	~80	0.25	1,675	325	20,100	3,900
2			80~120	0.35	2,345	455	28,140	5,460
3			120~	0.65	4,355	845	52,260	10,140
4	本人が非課税	世帯が課税	~80	0.85	5,695	1,105	68,340	13,260
5			80~	1.0	6,700	1,300	80,400	15,600
6	本人が課税		~91	1.1	7,370	1,430	88,440	17,160
7			91~125	1.15	7,705	1,495	92,460	17,940
8			125~200	1.3	8,710	1,690	104,520	20,280
9			200~300	1.5	10,050	1,950	120,600	23,400
10			300~400	1.7	11,390	2,210	136,680	26,520
11			400~500	1.8	12,060	2,340	144,720	28,080
12			500~600	1.9	12,730	2,470	152,760	29,640
13			600~700	2.0	13,400	2,600	160,800	31,200
14			700~1,000	2.1	14,070	2,730	168,840	32,760
15			1,000~1,500	2.3	15,410	2,990	184,920	35,880
16	1,500~	2.5	16,750	3,250	201,000	39,000		

5.国の制度改正について

全国的な介護給付費の増加による介護保険料の上昇を見据え、国の標準となる所得段階数が、9段階から13段階へと見直されました。段階数を増やし高所得者の負担割合を引き上げることで、所得再分配機能を強化し、低所得者の負担割合を軽減することが目的です。



段階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
年間合計所得 (万円)	~80	80~120	120~	~80	80~	~120	120~210	210~320	320~420	420~520	520~620	620~720	720~
第8期負担割合	0.3	0.5	0.7	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7				
第9期負担割合	0.285	0.485	0.685	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
差	-0.015	-0.015	-0.015	-	-	-	-	-	-	0.2	0.4	0.6	0.7

6.市としての考え方

基準額が5,400円から6,700円へ1,300円と大きく上昇する中で、物価高騰などで低所得者の生活状況が苦しくなっていることを踏まえて、低所得者の負担軽減を最優先にして検討をいたしました。

保険料の段階を21段階まで多段階化を図り、高所得者の負担割合を引き上げることで、所得再分配機能を強化し、基準額の上昇を抑えるとともに、低所得者の負担を極力減らすことを主眼に置き設定しました。

○介護保険料の所得段階表について

【第8期(令和3年度から5年度まで)】

段階	市民税課税状況		年間合計所得 (万円)	負担割合	月額 保険料	年額 保険料
2	80~120	0.35	1,890	22,680		
3	120~	0.65	3,510	42,120		
4	本人が課税	世帯が課税	~80	0.85	4,590	55,080
5			80~	1.0 (基準額)	5,400	64,800
6	本人が課税		~91	1.1	5,940	71,280
7			91~125	1.15	6,210	74,520
8			125~200	1.3	7,020	84,240
9			200~300	1.5	8,100	97,200
10			300~400	1.7	9,180	110,160
11			400~500	1.8	9,720	116,640
12			500~600	1.9	10,260	123,120
13			600~700	2.0	10,800	129,600
14			700~1,000	2.1	11,340	136,080
15			1,000~1,500	2.3	12,420	149,040
16			1,500~	2.5	13,500	162,000



【第9期(令和6年度から8年度まで)】(案)

段階	市民税課税状況		年間合計所得 (万円)	負担割合	月額		年額	
					保険料	上昇額	保険料	上昇額
1	本人が非課税	世帯が非課税	~80	0.22	1,452	102	17,424	1,224
2			80~120	0.32	2,112	222	25,344	2,664
3			120~	0.62	4,092	582	49,104	6,984
4	本人が課税	世帯が課税	~80	0.85	5,610	1,020	67,320	12,240
5			80~	1.0 (基準額)	6,600	1,200	79,200	14,400
6	本人が課税		~91	1.1	7,260	1,320	87,120	15,840
7			91~125	1.15	7,590	1,380	91,080	16,560
8			125~200	1.3	8,580	1,560	102,960	18,720
9			200~300	1.5	9,900	1,800	118,800	21,600
10			300~400	1.7	11,220	2,040	134,640	24,480
11			400~500	1.9	12,540	2,820	150,480	33,840
12			500~600	2.1	13,860	3,600	166,320	43,200
13			600~700	2.3	15,180	4,380	182,160	52,560
14			700~800	2.4	15,840	4,500	190,080	54,000
15			800~900	2.5	16,500	5,160	198,000	61,920
16			900~1000	2.6	17,160	5,820	205,920	69,840
17	1,000~1,200	2.9	19,140	6,720	229,680	80,640		
18	1,200~1,500	3.0	19,800	7,380	237,600	88,560		
19	1,500~2,000	3.3	21,780	8,280	261,360	99,360		
20	2,000~3,000	3.4	22,440	8,940	269,280	107,280		
21	3,000~	3.5	23,100	9,600	277,200	115,200		